

飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の一部を改正する省令新旧対照条文

○ 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和五十一年農林省令第三十五号）

（下線の部分は改正部分）

旧	新
<p>別表第2（第2条関係）</p> <p>2 飼料添加物一般の成分規格</p> <p>組換えDNA技術により得られた生物を利用して飼料添加物を製造する場合は、当該飼料添加物は、その安全性につき、農林水産大臣の定めるところにより、農林水産大臣の確認を受けたものでなければならない。ただし、当該飼料添加物が安全性の確保に支障がないものとして農林水産大臣が定める基準に適合する場合は、この限りでない。</p>	<p>別表第2（第2条関係）</p> <p>2 飼料添加物一般の成分規格</p> <p>飼料添加物が組換えDNA技術により得られた生物を利用して製造されたものを含む場合は、当該飼料添加物は、その安全性につき、農林水産大臣の定めるところにより、農林水産大臣の確認を受けたものでなければならない。</p>